

国民健康保険から届出のお願い

勤務先を退職して国保に入るときや、就職して国保をやめるときは、必ず届出が必要です。
14日以内に住所地の区役所・支所または西神中央出張所へ届出をしてください。
(後期高齢者医療の加入者は、退職・就職による届出は不要です。)

こんなとき		持参するもの※	届出が遅れると…
退職 (国保に加入) (注1)	<ul style="list-style-type: none">勤務先の健康保険の資格がなくなったとき勤務先の健康保険の被扶養者でなくなったとき	<ul style="list-style-type: none">「健康保険資格喪失証明書」 (注2)印かん	<ul style="list-style-type: none">勤務先の健康保険の資格がなくなった日にさかのぼって、保険料を納めなければなりません。
就職 (国保を脱退)	<ul style="list-style-type: none">(国保に加入している人が)勤務先の健康保険に加入したとき勤務先の健康保険の被扶養者になったとき	<ul style="list-style-type: none">勤務先の「保険証」または「健康保険資格取得証明書」 (注2)印かん国保の「保険証」	<ul style="list-style-type: none">勤務先の健康保険と国保から、保険料が二重に請求されます。国保の保険証を使うと、国保で負担した医療費を返還していただくこととなります。

※届出にはマイナンバーが必要な場合があります。マイナンバーカードをお持ちの方はご持参ください。

(注1) 会社を退職した場合、健康保険の加入には3つの方法があります。

1. 健康保険の扶養認定

ご家族の中に勤務先の健康保険に加入している方がいらっしゃる場合は、その健康保険に扶養家族として入ることができるか、勤務先にお尋ねください。

2. 健康保険の任意継続

勤務先の健康保険に2カ月以上加入されていた方は、退職後20日以内に、加入していた健康保険組合または協会けんぽ兵庫支部へ申請すれば、勤務先の健康保険を通常2年間継続することができます。

3. 国民健康保険に加入

上記1の扶養認定が受けられず、2の任意継続を行わない方は、国民健康保険に加入することになります。

(注2) 「健康保険資格取得(喪失)証明書」

勤務先、加入していた健康保険組合または日本年金機構 年金事務所に交付を依頼してください。

・証明書の様式例は、区役所・支所または西神中央出張所にあります。

・神戸市のホームページから印刷することもできます。

神戸市 資格喪失証明書

国民健康保険料のお支払いは口座振替でお願いします

区役所・支所の窓口では、キャッシュカードがあれば、お届け印なしで簡単に口座振替のお申し込みをすることができます。

(一部お取り扱いできない金融機関・カードがあります。詳しくは窓口でお尋ねください。)

加入脱退の届出は、住所地の区役所・支所または西神中央出張所へ

国民年金から届出のお願い

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の全ての人は国民年金に加入することになっています。

加入者は、保険料の支払方法などで、次の3種類に分かれます。

第1号被保険者

国民年金の保険料を支払います



20歳以上60歳未満の自営業・学生・無職の方など
(第2号・第3号被保険者以外の場合)

第2号被保険者

厚生年金の保険料に含まれています



厚生年金に加入している方(会社員・公務員など)
(注)平成27年10月1日から「被用者年金一元化」により共済年金も、厚生年金に統一されました。

第3号被保険者

保険料は個人で支払う必要はありません



第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方
(会社員の妻など)

会社を退職したり被扶養者の認定を取り消されたりした場合は、区役所・支所または西神中央出張所に届出をしていただく必要があります。

届出が遅れますと、国民年金保険料をさかのぼってお支払いいただいたり、せっかくの年金が受給できなくなったりする場合がありますので、忘れずに届出をしていただくようお願いします。

◎会社を退職した場合

(本人)
第2号被保険者→第1号被保険者
(扶養されている配偶者)
第3号被保険者→第1号被保険者

区役所・支所または西神中央出張所に届出が必要です

①マイナンバーカードまたは基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など)、②印かん、③退職日がわかる書類(離職票、資格喪失証明書など)が必要です。ただし、本人が届け出る場合、②は不要です。

◎会社に就職した場合

(本人)
第1号被保険者→第2号被保険者
(扶養されている配偶者)
第1号被保険者→第3号被保険者

区役所・支所または西神中央出張所への届出は不要です

ただし、保険料を口座振替で支払っていた方は、金融機関等で口座振替辞退の手続きが必要です。

◎会社を退職し、配偶者(会社員)に扶養されるようになった場合

(本人)
第2号被保険者→第3号被保険者

配偶者の勤務先に届出が必要です

配偶者(第2号被保険者)の勤務先が日本年金機構年金事務所に届出します。

※その他、住所・氏名が変わった場合も届出が必要です。

第1号被保険者の資格取得届出は、住所地の区役所・支所または西神中央出張所へ